

戦前・戦時期埼玉県における石造狛犬建設許可に関する文書について —「#101匹の埼玉狛犬」によせて—

佐藤美弥

はじめに

令和元年（二〇一九）七月から九月にかけて、埼玉県教育局文化資源課の事業として、SNSを利用した身近な文化財の人気投票企画「#101匹の埼玉狛犬」が実施された。写真・動画共有サービスInstagramを利用し、神社境内等に所在するいわゆる狛犬（後述のように本稿が対象とする時期には「狛犬」に限らない表記がみられたが、以下「狛犬」とする）等の動物像の投稿を呼びかけ、閲覧者による「いいね！」の投票数をもとに順位を発表するものであつた。この企画をもとに埼玉県教育委員会監修による『埼玉の狛犬』（さわらび舎、二〇一〇年）が刊行された⁽¹⁾。

筆者は文化資源課からの依頼により、「#101匹の埼玉狛犬」と『埼玉の狛犬』に助言や監修等で協力する機会を得た。『埼玉の狛犬』では「埼玉の狛犬 身近な文化財」という小文を執筆し、本来社殿のなかの木像が主流であつた狛犬が、近世以降に境内の石造物として建設されるようになる過程などを素描しようとした。そのための調査のなかで、埼玉県立文書館収蔵「埼玉県行政文書」に、一九二〇年代から一九四〇年代にかけて、県が県内の神社境内での石造狛犬建設を許可した文書が含まれていることに気がついた。前述の小文では紙幅の関係上このことについて十分展開することができなかつたが、本稿が取り上げる石造狛犬建設の具体的な手続きを含む、近代の石造狛犬に関する研究はほとんどないので、この機会にまとめるものである。

以下、研究状況を整理し、次に埼玉県行政文書のなかの石造狛犬建設許可に関する文書について概観する。そのうえで根拠法令や手続きについて確認する。そして文書の内容から、当該期の埼玉県で建設された石造狛犬の特徴を検討する。

一 狛犬に関する研究状況

石造物に限らない狛犬一般についての研究は、美術史分野における彫刻作品の研究としてあらわれた。しかしこれは主として中世以前の木造の作例を中心としたもので、近世以降の石造狛犬は、関心の埒外にあつたといつてよい。その歴史については、インドから仏教とともに、中国・朝鮮を経て日本へと狛犬がどのように伝播したかという起源に関心が集まり⁽²⁾、近世・近代において石造狛犬がいかに建設されたかを具体的に論じるものはほとんどみられない。

このような研究状況のなかで、近世以降の石造狛犬は愛好家を中心

心に、所在の把握や形態による分類などが行われてきた。埼玉県内の石造狛犬については、久保田和幸『狛犬探訪 埼玉の阿・吽たち』（さきたま出版会、一〇〇三年）に詳しい。同書は県内の二一八一社を調査し、八〇七社の九五九対の石造狛犬等について、所在地、造立の時期、石工、奉納者その他についてリスト化している。そしてその調査結果をもとに埼玉県における石造狛犬の造立が「昭和前期」に急増したこと、その背景として交通や産業の発展による生活基盤の安定、神社崇拜の高揚や昭和十五年（一九四〇）の「紀元二千六百年」記念事業が存することなどを指摘している⁽³⁾。

また自治体史においては石造物調査の一環として狛犬が調査されてきた。埼玉県内の事例をみると、戸田市⁽⁴⁾、久喜市⁽⁵⁾、長瀬町⁽⁶⁾、蕨市⁽⁷⁾、都幾川村⁽⁸⁾（現ときがわ町）、朝霞市⁽⁹⁾、上福岡市⁽¹⁰⁾（現ふじみ野市）における石造物・金石調査のなかで石造狛犬が対象となり、写真、造立の時期や奉納者などが記録された。なかでも上福岡市の調査報告書は「唐獅子建設許可願」に言及している。しかし、一般的に掲載されている狛犬の数は少數である。

二 埼玉県行政文書にあらわれた石造狛犬

まず埼玉県行政文書にどれほどの石造狛犬建設許可に関する文書が含まれているのかを確認する。

埼玉県立文書館収蔵資料検索システムで、狛犬に関するキーワード

により「埼玉県行政文書」を検索すると以下のようないい結果となる。「狛犬」一六件、「高麗犬」三件、「唐獅子」一九件⁽¹¹⁾、たんに「狛」で一件、また「狛」や「犬」の字に「狗」をあてる場合があり、「高麗狗」でも七件を見出すことができる。以上のように、あわせて四六件の文

書がある【表】。文書の年代は最も古いもので大正十二年（一九二三）、最も新しいもので昭和十八年（一九四三）である。

なお、前掲久保田の調査によれば、埼玉県内に現存する石造狛犬の刻字から、建立時期が「昭和前期」⁽¹²⁾であるものが二八四対確認されているという⁽¹³⁾。「埼玉県行政文書」の文書は前述の通り四六件であり、現存する石造狛犬のわずか約一六%に関するものでしかない。このような残存状況が、文書の保存状況によるものか、特定の場合のみ許可願を提出させるようにしたものか、あるいは手続きが徹底されていなかつたものなど、理由を確定することは難しい。ここで他府県の文書をみると、東京都公文書館収蔵の「東京府・東京市行政文書」（三万三八〇七点）には「狛犬」をキーワードに検索できる建設許可に関する文書は二件、京都府立京都学・歴彩館収蔵「京都府行政文書」（一万五四〇七点）では「高麗狗」による検索も含めて五件、山口県や群馬県の行政文書では見出しができない。

このように「埼玉県行政文書」（一万一二五九点）には、石造狛犬建設許可手続きに関する文書が突出して多く残る。

三 根拠法令

これら神社境内における石造狛犬建設許可の根拠は「形像取締規則」（明治三十三年五月内務省令第一八号、大正十二年四月一部改正、昭和二十二年十一月廃止）である。

大正二年（一九一三）四月二十一日内務省令第六号「官国幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廢合、参拝、寄付金、神札等ニ関スル件」第二十六条は以下のように規定する。

境内地ニハ國家ニ功劳アルモノ又ハ頌揚スヘキ事蹟アルモノニ非

サレハ其ノ碑表又ハ形像ヲ建設スルコトヲ得ス

前項ノ碑表又ハ形像ハ建設ヲ竣ルト同時ニ無条件ニテ神社ノ所有ニ移スモノニ非サレハ神社ハ其ノ建設ヲ承認スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ碑表又ハ形像建設取締ニ関スル他ノ規程ノ適用ヲ妨ヶス⁽¹⁴⁾

キハ其ノ承諾ノ有無

四 形像ノ物質、製作ノ方法並其ノ設計及図面

五 碇石其ノ他ノ部分ニ文字ヲ表ハストキハ其ノ文字

六 歴史上顯著ナラサル人物ノ形像ニ係ルトキハ其ノ人の事蹟又寓意アルトキハ其ノ寓意

七 費用ヲ募集スルモノハ募集及支出ノ方法
八 形像ノ管理及維持方法

内務省神社局が同令を解説した「神社ニ関スル改正法規ノ綱要」によれば、同条第三項の「碑表又ハ形像建設取締ニ関スル他ノ規定」とは、「碑表ノ建設ヲナサムトスル場合ニハ墓地埋葬取締規則ニ依リ所轄警察官署ノ許可ヲ要スヘク又形像ヲ建設セントスルモノナルトキハ形像取締規則ニ依ルヘキモノナリトノ意ニ外ナラス」⁽¹⁵⁾とする。

神社境内に「形像」を建設する場合、「形像取締規則」による必要があつた。

「形像取締規則」とは三条からなる省令である。第一条では、「官有地及公衆ノ往来出入スル地ニ於テ永久保存ノ目的ヲ以テ人物其ノ他ノ形像ヲ建設、移転、改造又ハ除却セントスル者ハ」地方長官（東京府は警視総監）⁽¹⁶⁾の許可を要するというものである。但書で「墓地境内ニ於テ慣例ニ依テ礼拝ノ用ニ供スルモノ」は除かれている。

第一条では以下のように「許可申請書」に添付する書面に記載する必要事項が示されている。

- 一 形像ノ位置ヲ表示スル地図
- 二 形像ヲ設置スヘキ土地ノ種目
- 三 地主又ハ其ノ土地若ハ形像ニ關スル権利ヲ有スルモノアルト

以上のほか、形像の除却の場合には来歴や理由も記載する。

第三条では、内務大臣は「公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ風俗ノ取締ヲ為スカ為必要ト認ムルトキ」は、移転、改造や除却を命じることができるなどを規定する。

規則が発布されて間もない明治三十三年（一九〇〇）六月一日に千葉県知事は、内務省警保局長に宛て、「形像ト称スル中ニハ路傍ノ石地蔵、山門ノ仁王、社寺境内ニアル駒狗又ハ狐其他商業広告ノ為メ建設スルモノニシテ苟モ人畜等ノ摸形アルモノハ總テ之ヲ包含致シ居ル義ニ候哉」と照会した。これに対して内務省警保局長は七月十四日付で「路傍ノ石地蔵ニ対シテハ省令ヲ適用スルノ外無之候得共山門ノ仁王社寺境内ニ在ル駒狗又ハ狐等慣行ニ依リ社寺ニ付隨スル物件ハ省令ノ適用ヲ受ケルノ限りニ無之」と回答し、また「是等ハ事實ニ付其時ニ措置候外可無之ト存候、要スルニ省令ハ近來公園其他ニ於テ銅像之類ヲ建設スル此間ニ有之候為取締上ノ必要ニ応シ制定相成候」⁽¹⁷⁾と規則制定の狙いを説明した。

このように本来「形像取締規則」は、寺院の仏像などのような信仰の対象ではなく、明治維新以降に西洋の影響により、世俗の人物

の事績を顕彰する目的で公園等の公共の場所に銅像を建設することが流行したことを受け、内務省が制限を加えたものであつた（もつとも、その効果は限定的なものであつたようである）⁽¹⁸⁾。そのため神社境内の狛犬は基本的に対象外であった。それにもかかわらず埼玉県では一時期狛犬建設にかかる出願が行われ、その結果関連する文書が残つたのである。

四 石造狛犬の建設許可手続き

次に神社境内に石造狛犬を建設しようとする場合、具体的にどのような手続きを経て許可が出されるのかを、大正十一年十二月に出願された北埼玉郡星河村の村社劍神社境内の狛犬を例にみる⁽¹⁹⁾。なお本稿で対象とした文書のうち、四〇件（約八七%）が町村と密接な村社に建設するものであつた。

まず神社に狛犬を建設しようとする場合、村社であれば神職である社掌及び氏子総代が知事にあて出願した。劍神社の場合、社掌・氏子総代に加え狛犬の「建設発起人」も名を連ねた。

出願文書の標題は「神社境内地彫像建設許可願」で、前掲大正二年内務省令第六号に沿つたものとなつていて【図1】。そのほかの例では「工作物建設許可願」「狛犬建設許可願」などがある。願書には「形像取締規則」で規定された必要事項が記載され、「建設費収支計算書」、狛犬の図【図2】や建設する位置を示した境内の図が添付された。

出願は郡制施行当時には郡長、後には町村長を経由し、県に提出された。劍神社の例では郡長の副申が行われ、伊勢參宮を記念しての建設が、「神社崇敬ノ發露」であり、「境内風致ニ一層ノ美觀ヲ呈ス」ものであるといった意見が添えられた。

このような出願に対し、大正十二年一月九日付で「竣工済ヲ届出ヘシ」という但書きが付けられ許可指令【図3】が行われた。この事例では「唐獅子」として出願されたが、「狛犬」として許可された。これにより狛犬の建設が可能となるのである。

なお、この劍神社の例では何らかの理由で竣工済届が提出されず、昭和六年五月八日付で県学務部長が星河村長あて「未済書類ニ関スル件」を照会し、三日後に発起人から「竣工届」が提出されている。神社境内の狛犬建設許可手続きは、以上のように行われた。

五 戦前・戦時期埼玉県における石造狛犬の特徴

次に「埼玉県行政文書」に残る文書から、当該期埼玉県における石造狛犬の特徴について検討する。ただし、すでに述べたとおり本稿で対象とする文書は、現存が確認されている当該期の石造狛犬の約一六%に関するものなので、一般的な特徴とは言い切れない。

(一) 名称

現在一般に「狛犬」と呼ばれている石像は、当時どのように呼ばれていたか。今回対象とした四六件の文書のうち、件名ではなく出願の文書中に「狛犬」と表記しているものはわずか八件（約一七%）である。これに「高麗犬」（一件）、「高麗狗」（一〇件）、「狛犬」（二件）を加えれば二一件（約四八%）となり、半数近くとなる。文書にみる限り「こまいぬ」という呼称が唯一のものではなく、また表記も定まっていなかつたことがわかる。

前掲の明治三十三年（一九〇〇）の千葉県の照会への内務省による回答に「駒狗」との表記があるように、「こまいぬ」という呼び方 자체は特殊なものではなかつたと同時に、表記は多様であったとい

える。そして村々から建設を出願した県民のあいだでは「こまいぬ」と同等程度に「唐獅子」（一八件／約四〇%）という呼称がなじみ深いものであつたのである。

（二）建設事由

次に石像狛犬の建設事由についてみる。四六件のうち建設事由が明記されているものは三一件である。そのうち一三件（約四二%）が伊勢神宮の参拝を記念したものであつた。ほかに事由を明記していないが「伊勢大々講中一同」から奉納と記されたものが一件ある⁽²⁰⁾。それぞれの神社の氏子と構成員が重なる伊勢講中によるものと考えられる。

伊勢講は「有志が数年間費用を積み立て、全員で社寺に参る」「總參講」の形態をとり伊勢神宮に参拝するものである。近世に始まり、個人・団体による旅行が一般的となる昭和三〇年代まで、全県的にみられた。参拝への出発の前には神社で祈祷を受け、帰った後には神社境内に記念碑を建設するというような文化があつた⁽²¹⁾。

このように、石造狛犬はともに近世から継続する伊勢講の文化と結びついて建設されることが多かつた。しかし、戦時期においては、たとえば昭和十五年（一九四〇）に南埼玉郡大山村の村社八幡諏訪合社での建設を出願した例では、伊勢参宮の安全祈願成就と同時に、

同年が伝説上の神武天皇の即位から二六〇〇年にあたるという「紀二六〇〇年ヲ記念」することを述べ⁽²²⁾、昭和十八年に入間郡大田村の無格社白山神社での建設を出願した例では、伊勢神宮だけではなく、「武神」とされる香取、鹿島両神宮を「国威宣揚皇軍將兵武運長久ノタメ」参拝した記念と述べる⁽²³⁾など、伊勢参宮の記念であつても戦時期という同時代の社会状況を意識した表現が行われた。石造

狛犬建設許可の手続きがそれほど重要視されていなかつたとしても、出願が規定されていたことで影響を受けたものといえる。

このほか、昭和三年の天皇即位を記念した「御大典記念」が二件⁽²⁴⁾、「太子誕生」を記念した例が一件⁽²⁵⁾あり、「氏子惣代任期完了」⁽²⁶⁾、「村社列格」⁽²⁷⁾、「社殿改築」⁽²⁸⁾など神社にとっての節目を記念して建設されたものや「敬神ノ思想ノ鼓吹」⁽²⁹⁾など抽象的な事由もみられる。

また狛犬を寄付する個人に関する事柄を事由としたものがある。たとえば昭和十一年に大里郡玉井村の村社久保島大神社に建設された狛犬は、寄付をした商業者の伊勢参宮と開業一〇周年を記念したものであった⁽³⁰⁾。昭和十五年に北足立郡馬室村の村社愛宕神社に建設された狛犬は寄付した者の病気快癒に感謝するものであつた⁽³¹⁾。これらのほかに特徴的な事由としては、昭和十一年に秩父郡三田川村の村社八幡神社⁽³²⁾と入間郡三ヶ島村の村社林神社⁽³³⁾、昭和十三年にこれも三ヶ島村の村社八幡神社⁽³⁴⁾に建設された狛犬がある。それぞれ、もともと氏子出身で東京市に在住する者が寄付したものであつた。林神社と八幡神社の狛犬が、寄付した者の「今回成功」を記念したものであるよう、出郷者の立身出世を故郷に示す目的で建設されたと考えられる事例といえる。

（三）石材・寸法・造形

最後に石材、寸法や造形について検討する。

狛犬に使用された石材が明記されている四〇件は、当該期を通じて小松石（一一件）、白河石（一二件）、花崗石（一五件）に三分される。いずれも墓石や灯籠など石造物に使用される一般的な銘石である。狛犬と台座を同じ石材とすることもあれば、組み合わせることもあるようすがみえる。

小松石は神奈川県真鶴で産出する安山岩である。狛犬を質がよいとされる本小松石、台座をたんに小松石とした例、また真鶴のなかでも産出される場所が異なる新小松石を使用した例がある。白河石は福島県西郷などで産出する凝灰岩である。「白川石」と表記する場合や、白河石のなかでも西郷村のなかの字である「米村石」などと標記する場合がある。花崗石は花崗岩から切り出した石材の意である。関東では茨城県笠間の稻田石や同県真壁の真壁石が代表的な石材である。

特殊な例では、昭和三年（一九二八）に大里郡新会村の村社生品神社に建設された狛犬は花崗岩、台座は「富士ノクロボク」（富士山の溶岩）が使用された⁽³⁵⁾。また昭和十一年に秩父郡三田川村の村社八幡神社に建設された狛犬は地元秩父郡小鹿野で産出する「秩父岩殿沢産秩父青石」（岩殿沢石）が使用された⁽³⁶⁾。

狛犬の寸法は、一尺八寸（約五五cm）から三尺一寸（約一m）まで幅がある。最も多いのは九件みられる二尺五寸（約七六cm）である。狛犬の造形については、願書に図面を添付するよう規定されているが、多くの場合略図面であり、実際とかけはなれている場合も多い【図2、4、5】。造形については文書から明らかにすることは難しいといえる。

むすびにかえて——身近な文化財と行政文書——

本稿では「#101匹の埼玉狛犬」をきっかけに、埼玉県行政文書に含まれる戦前・戦時期における石造狛犬建設許可に関する文書について検討した。埼玉県行政文書には他府県に比して相対的に多くの関連文書が残

されている。それらは当該期に建設された石造狛犬の一部に関するものでしかないが、現在では一般的である「狛犬／こまいぬ」の呼称の当該期における多様性、狛犬の建設事由と社会状況からの影響、使用された石材などについて明らかにできる。つまり行政文書は本来意図しないかたちではあるが、狛犬が建設された地域には残りにくい情報を記録している。こうした情報は地域に残る身近な文化財としての石造狛犬そのものから得られる情報を補完しうるものといえる。

今回対象とした石造狛犬だけでなく、たとえば神社境内に建設される記念碑などについても関連する文書が残されている。身近な文化財の調査・研究に行政文書を活用する余地は多いように思われる。

註

(1) 「#101匹の埼玉狛犬」の企画・運営、「埼玉の狛犬」の掲載写真の撮影等事業の主要部分は、文化資源課（当時）の落合範崇氏が担当したものである。

(2) 代表的な狛犬研究として、伊東史朗「日本の美術 第二七九号 狛犬」至文堂一九八九年、伊東史朗「獅子狛犬の成立、それ以前・以後」MIHO MUSEUM編『獅子と狛犬』青幻舎、二〇一四年などがある。

(3) 久保田和幸『狛犬探訪 埼玉の阿・吽たち』さきたま出版会、一〇〇三年、一二六頁。

(4) 戸田市史編さん室編『獅子調査報告書第八集 戸田市の石造物』埼玉県戸田市、一九八〇年。狛像を含め一四件を掲載。年代、形態・員数、刻字、法量、所在地を記載している。

(5) 久喜市史編さん室編『久喜市の金石』久喜市、一九八八年。「狛犬（眷属）」の項目が立てられている。

(6) 長瀬町教育委員会編『長瀬町史 民俗編II 野の石造物』長瀬町、一九九一年。三「石仏・石神以外の信仰石造物」の節に「狛犬・神使」の項目が立てられ

ている。凡例に「特に長瀬町は山犬（狼）のメツカなので、その伝説、言い伝え等の発掘につとめてみた」という記述がある。

- (7) 蕨市『蕨市史調査報告書 第八集 蕨の石造物』蕨市、一九九二年。狛犬、狐各一对のみ掲載。

- (8) 都幾川村史編さん委員会『都幾川村史資料6（2）文化財編 石造物II』都幾川村、一九九三年。「社寺奉納石」の部で「石像・手水石」として一对のみ掲載。

- (9) 朝霞市史教育委員会市史編さん室『朝霞市史 調査報告書 第十一集 朝霞の石像物（III）』朝霞市史教育委員会市史編さん室、一九九四年。「その他石像物」のなかに「狛犬（高麗犬）」の項目がある。昭和九年までの二対より新しいものは「極く近年の造立のため、紀年銘を省略する」とある。

- (10) 上福岡市教育委員会編『市史調査報告書第9集』上福岡市教育委員会、一九九六年。

- (11) 筆者は『埼玉の狛犬』で、三八件の文書があると述べたが、それは「狛犬」「高麗犬」「唐獅子」のキーワードで検索した場合に見出される数字であった。本文稿で述べるように、キーワードを増やすことで更に事例が見出された。

(12) 昭和元年から二十年までに建立されたものを計数したと考えられる。

(13) 前掲・久保田『狛犬探訪』一二七頁。

(14) 神祇院総務局監輯『最新神社法令要覽』京文社、一九四一年、二八五〇～二八六〇頁。

(15) 前掲・神祇院総務局監輯『最新神社法令要覽』二九三〇～二九四〇頁。

(16) 大正十三年改正までは、東京市、京都市、大阪府は地方長官を経由し内務大臣に申請することと規定されていた。

(17) 以上三つの引用は「内務大臣決裁書類・明治三三年 形像取締に関し疑義照会（千葉）」国立公文書館 平九警察〇〇二四二一〇〇。

(18) 平瀬礼太『銅像受難の近代』吉川弘文館、四九〇～五三〇頁。

(19) 「社寺部 県社以下神社 北埼玉郡星河村剣神社境内形像唐獅子建設竣工済届」埼玉県行政文書 昭二五五六～三六。

(20) 「社寺部 県社以下神社 北埼玉郡田ヶ谷村雷電社唐獅子建設竣工済届」埼玉県行政文書 昭二四六〇～一三三。

(21) 以上、本県における伊勢講については、埼玉県編『新編埼玉県史 別編2 民俗2』埼玉県、一九八六年、九二〇頁。

(22) 「社寺部 県社以下神社 南埼玉郡大山村八幡諏訪合社境内地唐獅子建設許可」

埼玉県行政文書、昭三八九四～二一。

(23) 「社寺部 県社以下神社 入間郡大田村白山神社境内狛犬建設竣工済届」埼玉県行政文書、昭四三三九～二〇。

(24) 「社寺部 県社以下神社 北足立郡鴻巣町八幡社境内石造唐獅子等建設許可」埼玉県行政文書 昭二三〇一～四、「社寺部 県社以下神社 北足立郡鴻巣町鴻神社境内石造唐獅子等建設許可」埼玉県行政文書 昭二三〇一～六。

(25) 「社寺部 県社以下神社 北足立郡鴻巣町生出塚神社境内地ニ石造唐獅子一对建設許可」埼玉県行政文書 昭二八二〇～二五。

(26) 「社寺部 県社以下神社 大里郡新会村生品神社境内地へ高麗狗及石灯籠建設追認許可」埼玉県行政文書 昭二〇二〇～一六。

(27) 「社寺部 県社以下神社 入間郡南烟村上南烟神社境内地へ狛犬建設許可」埼玉県行政文書 昭二一六九～四一。

(28) 「社寺部 県社以下神社 児玉郡金屋村御靈稻荷神社狛犬建設許可」埼玉県行政文書 昭三六〇九～三八。

(29) 「社寺部 県社以下神社 北埼玉郡大桑村雷電社境内へ唐獅子建設許可」埼玉県行政文書 昭二〇三〇～七ほか。

(30) 「社寺部 県社以下神社 大里郡玉井村久保島神社境内狛犬建設許可」埼玉県行政文書 昭三六〇八～八。

(31) 「社寺部 県社以下神社 北足立郡馬室村愛宕神社唐獅子建設許可」埼玉県行政文書 昭三二七二～四二。

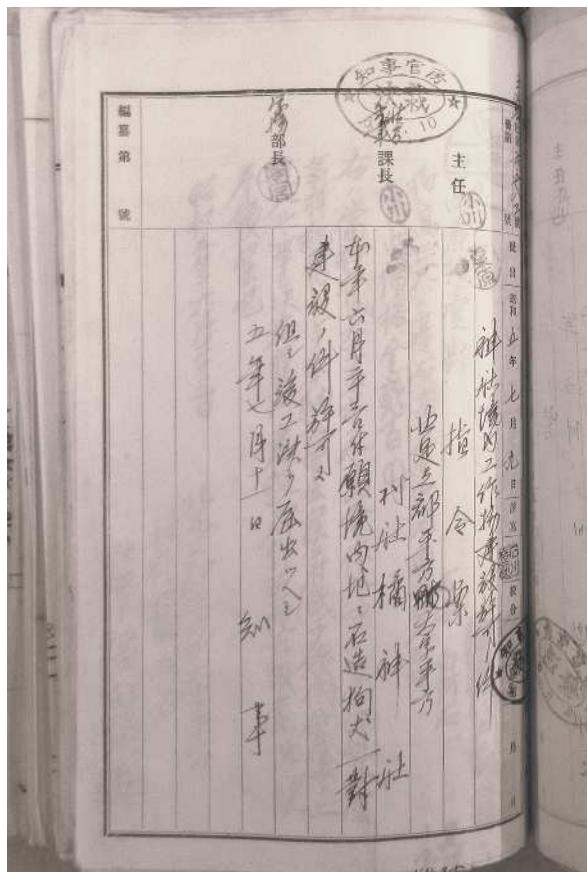
(32) 「社寺部 県社以下神社 秩父郡三田川村八幡神社石造狛犬一对建設許可」埼玉県行政文書 昭三八九四～三五。

(33) 「社寺部 県社以下神社 入間郡三ヶ島村林神社境内高麗狗建設許可」埼玉県行政文書 昭三六〇八～一二。

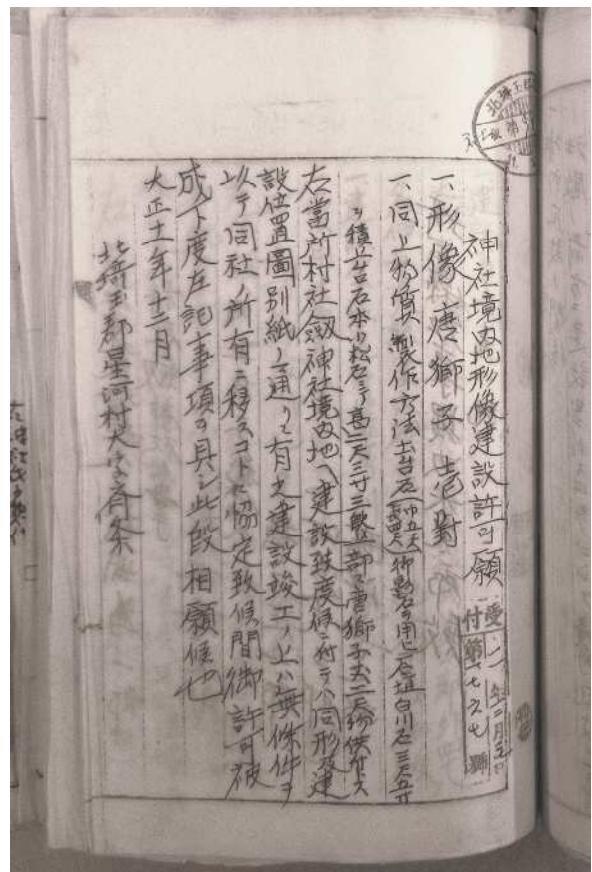
(34) 「社寺部 県社以下神社 入間郡三ヶ島村八幡神社石造高麗狗建設許可」埼玉県行政文書 昭三八九四～二一。

(35) 「社寺部 県社以下神社 大里郡新会村生品神社境内地へ高麗狗及石灯籠建設追認許可」埼玉県行政文書 昭二〇二〇～六。

(36) 「社寺部 県社以下神社 秩父郡三田川村八幡神社石造狛犬一对建設許可」埼玉県行政文書 昭三二七二～四二。



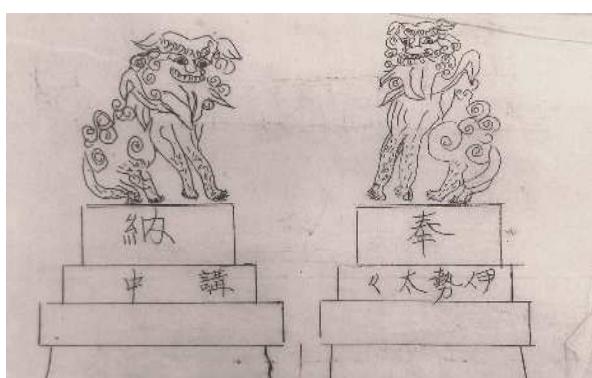
【図3】星河村剣神社の許可指令案



【図1】星河村剣神社の許可願



【図4】中丸村天神社の狛犬図面（部分）



【図2】星河村剣神社の狛犬図面



【図5】鴻巣町鴻神社の狛犬図面

〔表〕埼玉県行政文書に建設許可に関する文書が残る石造狛犬一覧

・許可年代は許可指令の日付とした。

・竣工済(届)年代は竣工済届中に記載された竣工の日、または届の日付とした。後者の場合は後ろに「(届)」を付した。Tは大正、Sは昭和を示す。

・建設事由のうち〔 〕内は、明記されていないが文書の内容から推定できるものである。

・備考には、狛犬像の制作者や奉納者等について記述した。

No.	文書番号	件名	神社所在地	社格・社号	許可年代	竣工済(届)年代	(出願時)	建設事由	石材(狛犬)	石材(台座等)	寸法(狛犬)	総額(円)	図面	位置図	備考
1	昭2468	23	北埼玉郡星河村大字高条	村社 翠神社	T12年1月9日	S6年5月11日(届)	唐獅子	伊勢參宮記念	白川石		2尺	620	有	有	松山町石工中村
2	昭2302	47	比企郡中山村大字北園部	村社 水川神社	T15年7月7日	T15年7月15日	神前狗	伊勢參宮記念	白川石		2尺	205	有	有	福造氏製作
3	大1782	37	入間郡水谷村大字水子字米川前	無格社 水川社	T15年9月23日		唐獅子	伊勢參宮記念	福島西郷村字 米山青日堅石	江持山青日堅石	2尺5寸	20	有	有	
4	大1782	33	星河村大字谷郷	村社 春日神社	T15年10月5日	T15年10月10日(届)	唐獅子	本小松石	小松石		3尺1寸	600	有	有	
5	大1782	52	北足立郡中丸村大字北本宿	村社 天神社	T15年12月10日	T15年12月20日	唐獅子	花崗石				648	有		名称「獅子」は添付「計算書」より
6	昭1889	15	北足立郡与野町大字大戸	村社 水川社	S2年3月16日	S2年4月2日	[獅子]	小松石	白河石		2尺4寸	289	有	有	名称「獅子」は添付「計算書」
7	昭2030	6	大里郡新会村大字高島	村社 生品神社	S3年2月29日	S2年3月 日	高麗狗	氏子總代 任期完了記念	花崗岩	富士ノ クロボク石	2尺5寸	600	有		
8	昭2030	7	北埼玉郡大桑村大字南大桑	村社 雷電社	S3年3月20日	S3年4月17日(届)	唐獅子	敬神思想の鼓吹	小松石		5尺3寸	300	有		
9	昭2301	4	北足立郡鴻巣町大字鴻巣	無格社 八幡神社	S3年10月26日	S5年1月22日	唐獅子	御大典記念	白河石	花崗石	2尺5寸	354	有	有	
10	昭2301	6	北足立郡鴻巣町大字鴻巣	村社 鴻神社	S3年10月26日	S5年1月22日(届)	唐獅子	御大典記念	白河上石	花崗石	3尺1寸	500	有	有	本町料理店組合
11	昭2169	41	入間郡南火村大字上南畑	村社 上南畑神社	S4年5月17日	S4年5月17日	狛犬	村社別格記念							
12	昭2302	42	児玉郡金星村大字金星	村社 白髭神社	S5年2月17日	S2年8月25日	唐獅子	花崗石			2尺5寸	349	有	有	講員人・児玉町石 材商伊藤仁作
13	昭2302	76	比企郡中山村大字牧塚	村社 水川神社	S5年3月12日	S5年4月12日	神前狗	伊勢參宮記念	白河石材		1尺8寸	154	有	有	松山町石工小柳 庄吉氏製作
14	昭2468	24	北足立郡平方町大字平方	村社 福神社	S5年7月11日	S6年5月14日(届)	高麗狗	伊勢參宮記念	白河石			200	有		
15	昭2556	36	北埼玉郡田ヶ谷村大字上崎	村社 雷電社	S7年6月6日	S7年10月14日	唐獅子	[伊勢參宮記念]				300	有	有	伊勢大々講中一 同
16	昭2647	37	北埼玉郡田ヶ谷村大字内田ヶ谷中郷	村社 多賀谷神社	S7年9月9日	S7年12月20日	高麗狗	敬神思想の向上	白河石		1丈4寸(総高)	1,300	有	有	総額は玉垣を含む
17	昭2556	44	入間郡南高麗村大字上直竹下分	村社 富士浅間神社	S7年10月25日	S7年11月23日	高麗狗		花崗石	白川石	2尺	200	有	有	
18	昭2820	25	北埼玉郡深葉町大字生出塚	村社 生出塚神社	S9年4月2日	S9年8月10日	唐獅子	皇太子誕生記念	白河上石	白河上石	2尺5寸	350	有	有	
19	昭2820	34	大里郡大麻生村大字広瀬	村社 浅間神社	S9年5月4日	S9年5月15日	高麗狗	伊勢參宮記念	小松石	小松石	2尺3寸5部	83	有	有	
20	昭2820	40	北埼玉郡星宮村大字上池守	村社 天神社	S9年5月28日		狛		小松石	小松石	2尺				
21	昭2820	58	大里郡武川村大字蘿山	村社 八幡神社	S9年9月28日	S9年10月11日(届)	唐獅子	伊勢參宮記念	花崗岩	花崗岩	2尺1寸	300	有	有	
22	昭2820	56	熊谷市石原区	村社 赤城久伊豆神社	S9年10月5日		高麗狗	伊勢參宮記念	花崗石		2尺8寸	165	有	有	
23	昭3038	15	熊谷市大字箱田	村社 箱田神社	S9年12月7日	S10年3月22日(届)	狛	新小松	新小松	新小松	2尺3寸5分	100	有	有	
24	昭3038	20	大里郡吉岡村大字村岡	村社 登由宇氣神社	S10年5月11日	S10年3月27日	高麗狗	伊勢參宮記念	花崗石	本小松	2尺3寸	157	有	有	
25	昭3039	49	入間郡福岡村大字駒林	村社 八幡神社	S10年8月16日	S10年8月20日(届)	唐獅子	敬神の念の深化	花崗石	白河石	3尺	有	有		

No.	文書番号	件名	神社所在地	社格・社号	許可年代	竣工満(届)年代	名称 (出願時)	建設事由	石材(狛犬)	石材(台座等)	寸法(狛犬)	総額 (円)	図面 有無	位置 図面	備考
26	昭3271	6	入間郡金子村大字中神	村社 三輪神社	SI1年1月8日	SI1年1月31日	唐獅子		小松石	米村石 (白河石)	5尺8寸(総高)	5尺8寸(総高)	有	有	
27	昭3271	18	北足立郡春岡村大字丸ヶ崎	村社 氷川社	SI1年4月8日		唐獅子		米村石 (白河石)	米村石 (白河石)	2尺	105	有	有	
28	昭3272	42	秩父郡三田川村大字飯田	村社 川幡神社	SI1年4月22日	SI1年11月11日	狛犬	寄附申込	秩父岩殿御誕生 秩父青石	花崗石 (三影石)	3尺				
29	昭3272	43	大里郡志打村大字中曾根	村社 南市田神社	SI1年9月14日	SI1年10月17日	唐獅子	寄附申込	花崗石 (白河石)	白河石	2尺7寸	233	有	有	
30	昭3608	12	入間郡三ヶ島村大字林	村社 林神社	SI1年11月9日	SI2年3月28日(届)	高麗狗	成功記念	信州産 三沢石	白河石	2尺5寸		有	有	
31	昭3608	8	大里郡玉井村大字久保島	村社 夕保島大神社	SI2年1月	SI2年1月14日	狛犬	伊勢參宮記念・ 商業開業10週年	花崗石	花崗石	2尺8寸	152	有	有	
32	昭3608	21	大里郡別府村大字西別府	村社 湯殿神社	SI2年3月12日	SI2年3月12日(届)	狛犬	伊勢參宮記念					134	有	
33	昭3609	41	秩父郡野上村大字藤合淵	県社 貴登山神社	SI2年5月7日	SI2年9月12日(届)	高麗犬	奉納申出	白河石材	白河石	3尺		有	有	
34	昭3609	35	川口市金山町	県社 川口神社	SI2年5月11日	SI2年6月1日	高麗狗	寄附申出	小松石	白河石	6尺(総高)	300	有	有	尼玉町大字八幡山 町石工君塚丸次郎
35	昭3609	38	児玉郡金屋町大字保木野	村社 御靈福荷神社	SI2年8月6日	SI2年8月10日	獅子	社殿改築記念	花崗石		2尺5寸	108	有	有	
36	昭3894	21	入間郡三島村大字船谷	村社 川幡神社	SI3年5月6日	SI5年3月4日(届)	高麗狗	成功記念	三沢石	三沢石	7尺5寸		有	有	
37	昭3776	25	比企郡高坂村大字正代	村社 御靈神社	SI4年2月20日	SI4年1月27日	唐獅子		小松石	白河石	2尺5寸	210	有	有	
38	昭3776	4	大里郡所原村大字折原	村社 佐太彦神社	SI4年5月31日	SI4年7月20日	狛犬	崇敬者奉獻	花崗岩	花崗岩		320	無	有	
39	昭3894	6	児玉郡金屋村大字長沖	村社 飯玉神社	SI4年10月19日	SI5年4月15日	狛犬		花崗石	白花崗石	3尺	587	有	有	
40	昭3894	35	北足立郡馬室村大字原馬室	村社 爰吉神社	SI5年2月28日		唐獅子	帝氣全快記念	白川石	白川石	6尺5寸(総高)	200	有	有	
41	昭3894	11	南埼玉郡大山村大字柴山	村社 川幡護詔合社	SI5年4月22日	SI5年5月5日	唐獅子	伊勢參宮記念	小松石	小松石 大谷石	2尺1寸	361	有	有	
42	昭3894	12	北足立郡三橋村大字上小林田	村社 氷川社	SI5年4月24日	SI5年4月30日	狛犬	[伊勢參宮記念]	小松石		6尺5寸(総高)		有	有	
43	昭3894	16	比企郡川町大字大塚	郷土社 川幡神社	SI5年9月2日		狛犬	皇紀二千六百年	花崗石	人造花崗石	2尺5寸		有	有	
44	昭4279	12	北埼玉郡蓮見堂川村大字神明内	村社 香取神社	SI6年9月29日	SI7年9月15日	唐獅子		白河石	白河石	2尺5寸	500	有	有	
45	昭4279	11	熊谷市大字久下	村社 久下神社	SI7年5月19日	SI7年10月1日(届)	狛犬					256	有	有	
46	昭4339	20	入間郡大山村大字豊田本	無格社 白山神社	SI8年8月21日	SI8年10月15日	狛犬	伊勢鹿島・香取 參宮記念	花崗石			1,600	有	有	